

平成 23 年 度

財 政 援 助 団 体 監 査 報 告 書

公益社団法人
日野市シルバー人材センター

日 野 市 監 査 委 員



日 監 第 9 0 号
平成23年(2011年)12月12日

日野市長
馬 場 弘 融 様

日野市監査委員 奥 住 壽

日野市監査委員 菅 原 直 志

平成23年度財政援助団体監査の結果について

地方自治法第199条第7項の規定に基づき財政援助団体監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を決定したので、別紙のとおり提出します。

なお、この監査結果に基づき、又はこの監査結果を参考として措置を講じたときは、同条第12項の規定により通知願います

平成23年度財政援助団体監査報告書

1 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定による監査

2 監査の対象

財政援助団体	主管部課
公益社団法人 日野市シルバー人材センター	健康福祉部 高齢福祉課 環境共生部 ごみゼロ推進課

3 監査の範囲

平成22年4月1日から平成23年3月31日までの財政援助等に係る出納
その他の事務の執行

4 監査の期間

平成23年10月3日から平成23年11月30日

5 説明聴取日

平成23年11月24日

6 監査の主眼及び方法

この監査は、次の事項を主眼として書類審査及び関係職員の説明を聴取し、
通常実施すべき監査手続きにより実施した。

(1) 財政援助団体

- ① 定款及び会計事務規程等諸規程は整備されているか。
- ② 決算諸表等は法令等に準拠して作成されているか。
- ③ 事業成績、財政状況は適正に決算諸表等に表示されているか。
- ④ 資産台帳等の整備はきちんとされているか。
- ⑤ 補助金は目的に沿って、適正かつ効率的に執行されているか。
- ⑥ 補助金に係る会計経理は適正に行われているか。

(2) 主管部課

- ① 補助金交付要綱等により補助金の交付目的及び補助金対象事業の内容が明確にされているか。
- ② 補助金交付の算定、交付手続き及び交付時期は適正か。
- ③ 補助金交付団体への指導監督は適切に行われているか。

7 監査の結果

補助金に係る交付事務、事業予算の執行及び経理その他の事務は、概ね適正に執行されているものと認められた。

しかし、一部に改善、又は検討を要する事項が見受けられたので、意見・要望として後述する。

なお、その他軽微な事項については、口頭で改善を要望した。

公益社団法人 日野市シルバー人材センター

1 団体の概要

(1) 目的

社会参加の意欲ある健康な高齢者に対し、地域社会と連携を保ちながら、その希望、知識及び経験に応じた就業並びに社会奉仕等の活動機会を確保し、生活感の充実及び福祉の増進を図るとともに、高齢者の能力を活かした活力ある地域社会づくりに寄与することを目的とする。

(2) 設立

昭和54年2月16日

昭和55年12月1日 社団法人

平成23年3月22日 公益社団法人

(3) 所在地

日野市日野本町二丁目4番地の7

(4) 事業の内容

- ① 臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業を希望する高齢者のための就業の機会確保及び提供
- ② 高齢者に対し、就業に必要な知識及び技能の付与を目的とした講習の実施
- ③ 社会奉仕活動等を通じて、高齢者の生きがいの充実及び社会参加の推進を図るために必要な事業
- ④ 前条の目的を達成するための調査研究、相談及び事業の企画運営
- ⑤ その他センターの目的を達成するために必要な事業

(5) 組織（平成23年3月31日現在）

理事 13名（うち会長1名、副会長1名）

監事 2名

職員 13名（正規5名、嘱託4名、臨時4名）

2 市との関係

市は「公益社団法人日野市シルバー人材センター補助金交付要綱」（平成22年度においては「社団法人日野市シルバー人材センター補助金交付要綱」）及び「日野市リサイクル事務所補助金交付要綱」に基づき、運営費補助金として交付している。

平成22年度交付金額	40,507,000円
------------	-------------

内訳	運営費補助金	39,507,000円
----	--------	-------------

	リサイクル事務所補助金	1,000,000円
--	-------------	------------

意見・要望

日野市シルバー人材センター

1 補助金に係る事務について

補助金に係る会計その他の事務は、日野市シルバー人材センター定款及び財務規定等に基づき、概ね適正に執行管理されているものと認められた。

2 予算の執行について

事業費、管理運営費に係る予算の執行、契約及び経理その他の事務については、定款及び財務規定等に基づき、概ね適正に執行管理されているものと認められた。

しかし、一部において、次のような点が散見された。

- ・補正予算を組んだのに、執行率の低いもの
- ・見積書に日付の入っていないもの
- ・請求書に請求印、請求日の入っていないもの
- ・領収書に支払内容の記入がないもの

予算の執行に係る各書類については、適正な経理を行っていることを証するものであることから、十分な確認を行い、事務処理にあたるよう留意されたい。

3 その他

平成23年3月22日、公益社団法人の認定を受け、公益事業として、地域の高齢者に対する就業機会を提供することが求められるとともに、収支相償の原則から外れないよう、厳正な管理が求められることになる。

今後の運営にあたっては、社団法人時代の各規定を精査し、公益社団法人に対応した規定への見直しを進めていただきたい。

また、予算の執行管理については、国、都及び市から運営経費、事業経費が出ていることを十分に自覚して、緊張感を持って管理運営を行っていくよう要望する。

高齢福祉課、ごみゼロ推進課

1 補助金の交付決定等について

補助金に係る交付決定事務等は、社団法人日野市シルバー人材センター補助金交付要綱及び日野市リサイクル事務所補助金交付要綱に基づき、概ね適正に執行されているものと認められた。

しかし、日野市シルバー人材センター補助金については、実績報告書に収受印が押されていなかったため、日野市文書管理規則に従って適切に事務処理を行うよう留意されたい。

2 その他

今後、公益社団法人として適正な運営を行っていくためには、市との綿密なる連携及び市からの指導が不可欠である。高齢福祉課には、公益社団法人の収支相償の原則から外れないよう、厳正な管理を実施し、これまで以上に十分な配慮をされるよう要望する。